

会議名称	平成27年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成27年5月26日(火) 13時から15時まで	
場所	杉並区役所 西棟6階 第4会議室	
出席者	委員	茶谷会長、新保部会長、石川委員、井上委員、猪鼻委員、西山委員、三田委員、望月委員、山崎委員、横山(正)委員、市来委員、大和田委員、富田委員、横山(えみ)委員、北島委員、長谷川委員
	実施機関	末木国保年金課長、河合子ども家庭支援担当課長、青木介護保険課長、阿出川子育て支援課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成26年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成27年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成26年度第5回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第1号	健診(検診)・保健指導に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第1号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(追加)	決定
諮問第2号	健診(検診)・保健指導に関する業務の目的外利用について(新規)	決定
報告第2号	産後ケア事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第3号	産後ケア事業に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第4号	産後ケア事業システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第5号	介護保険給付に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第6号	介護保険給付に関する業務の外部結合について(追加)	決定
諮問第7号	介護保険事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第8号	介護保険情報伝送システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
一般報告	杉並区個人情報保護条例の改正について	報告了承

(裏面に続く)

平成26年度 報告第36号	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
平成26年度 報告第37号	国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
平成26年度 報告第38号	介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定
平成26年度 報告第39号	児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定

会長	<p>本日は御多忙の中、当審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより、杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。</p> <p>それではまず、事務局から人事異動について、お知らせをお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>それでは4月に人事異動がございましたので、私から異動のあった職員を紹介させていただきます。</p> <p>情報・法務担当部長の牧島精一と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。続きまして、情報政策課長馬場誠一でございます。</p>
情報政策課長	馬場でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
情報・法務担当部長	政策法務担当課長、中辻司でございます。
政策法務担当課長	中辻と申します。よろしくお願ひいたします。
情報・法務担当部長	以上でございます。
会長	どうもありがとうございます。次に、本日都合により御欠席になられる委員の方を、事務局からお願いします。
情報・法務担当部長	<p>本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、玉村委員と柴田委員のお二人でございます。なお、猪鼻委員につきましては、遅れていらっしゃるという御連絡を頂いております。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。本日の審議の進め方ですが、お配りしております資料により、進めてまいります。まず、前回の会議録の確定を行いましてから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、御協力をお願いします。</p> <p>では、先ほど申しましたとおり、平成26年度第5回会議録について、事務局から修正や補足説明がありましたら、お願いします。</p>
情報政策課長	事務局では、特段ございません。よろしくお願い申し上げます。
会長	<p>分かりました。それでは委員の皆様方から、前回の会議録につきまして、訂正、あるいは御意見ございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますね。ありがとうございました。ないようでございますので、平成26年度第5回会議録につきましては、確定とさせていただきます。</p> <p>次に、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	<p>今、御覧いただきましたとおり、諮問文を頂戴いたしました。なお、諮問の第9号でございますが、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価の、第三者点検につきましては、個人情報保護審議会条例第7条の2に基づきまして、部会が設置されております。そこで第三者点検を行い、その内容について平成27年度第2回審議会において、答申すること</p>

	<p>といたしますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>それでは報告・諮問事項から審議に入りますが、議事進行についてあらかじめお願いしておきたいのは、審議会の主旨を明確にするために、まず説明を受け、配付された資料に基づいて御質問がありましたら、先に出していただいて、この疑問点を皆様と共有して明らかにした上で、その後、意見だけを頂戴する。質問がおおむね終わりましたら、申し訳ありませんが、議事進行の都合で質問を打ち切らせていただきます。その後、御意見だけ頂戴します。事務局等からの説明があったときに、質問事項をあらかじめメモをしておいていただくと、内容の充実した審議会ができると思いますので、お聞きいただくときには、あらかじめお含みいただきたいと思っております。</p> <p>それでは始めに、報告第1号、第2号、それから諮問1～8号について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>報告第1号、諮問第1号、諮問第2号 報告第2号、諮問第3号、諮問第4号 諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、諮問第8号</p>
情報政策課長	<p>報告第1号、諮問第1号、諮問第2号について説明する。 報告第2号、諮問第3号、諮問第4号について説明する。 諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、諮問第8号について説明する。</p>
会長	<p>お聞きのとおり、非常に範囲が広く、どこから話をしたらいいか、お困りだと思いますが、全体にそれぞれ関係がある所もあると思っておりますので、関係のあるページ数等を御指定いただいて、ほかの方にもお分かりいただけるように御質問を頂ければ幸いです。御質問がありましたら、どうぞお願いします。</p>
委員	<p>報告・諮問事項説明書の報告2・諮問3・4の産後ケア事業に関する業務ですが、この事業所はもうおおよそ決まっているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>事業所については今、交渉してしまして、一応決まっていますがまだ公表していない段階で、最後の確認等を行っているところです。</p>
委員	<p>決まったら、区報などに載るといいますか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>決まりましたら、適切な形で周知をしてまいりたいと、思っております。</p>
委員	<p>同じ所で、少し分からないので教えてください。報告2の内容の、個人情報登録の所の行に、「事業利用者等の個人情報を収集する」となっていますが、「等」というのは、個人利用者以外のほかに、何を情報収集するのか。これを利用したいと思われた方は、このショートステイなりデイケアを、自己申告するのか、それとも区のほうで把握し、利用する方に声掛けするというか、情報提供するのか、どういう形でこちらの2つを、御本人にお伝えするのかということ、教えてください。</p>
子ども家庭支援担当	<p>まず、説明書の中の「等」ですが、これは実際に利用される母子だけで</p>

課長	<p>はなくて、家族状況等も把握しますので、そういう意味で「等」ということを入れています。</p> <p>どのような形で把握するのかということですが、もちろん御本人からの申出もあるとは思いますが、実際に妊娠届等を出されて、その後、保健センターで健診などを受けたりする中で、やはり体調が優れない方などの御相談が保健師などにあります。そういう方々などを、要支援や特定妊婦の方という形で把握しますので、その方々に対して、この利用をお薦めするというのが、多いのではないかと考えております。</p>
委員	<p>私の周りでも、忙しくて余り保健所に行かないなど、そういう制度を全ての方が利用されているとは、ちょっと思えないところがあります。そういう中で、悩みを抱えている方はかなり多いと思います。そういう方に関して、今後、考える予定はあるのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当 課長	<p>確かに保健センターに、なかなか来られない方もいらっしゃいます。実は、先ほどお話ししました要支援児童や、特定妊婦というのは、要保護児童対策地域協議会という、広い意味で虐待ともつながっていて、こちらの関係機関は保健センターだけではなく、民生委員さんや、いろいろなところとのつながりがあります。そういう中で情報提供されたものもありますし、そういう方々から、こういう所へつなげるということもあるかと思えます。</p>
委員	<p>報告2・諮問3・4に続けて、5ページの電算入力規模なのですが、母子ショートステイ40人と母子デイケア10人というのは、これは年間の規模という意味でしょうか。それとも、1日当たりの規模ということですか。この辺りのスケール感が少し分からないので、教えていただければと思います。</p>
子ども家庭支援担当 課長	<p>状況としまして、基本的には医療機関の施設のベッドを使ってやるものですから、そんなにベッド数がないという状況もあります。実際に1施設当たり、率直に申して1か所取れるかどうか、というところもありますので、こちらについては年間で想定しております。</p>
委員	<p>このデータのやり取りが発生するのが、最大で1年間で50世帯ぐらいになる、というぐらいのスケールですか。</p>
子ども家庭支援担当 課長	<p>現時点ではそのように、想定しております。</p>
委員	<p>ちょっとシステムから外れてしまい、個人情報から外れてしまうかもしれませんが、ちなみに1日当たり、1施設1か所で、何施設ぐらい準備する予定ですか。要するに、1つの世帯が宿泊して、この日を予定しています。ちょうど同じ日に別の世帯も予定したいと申込があっても、結局、埋まっているのでその日は使えません、という話になるのではと思うのです。最大で、1日何世帯が宿泊できる状況を、想定しているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当	<p>今のところ、1世帯というところだと思います。区内に産科を取り扱っ</p>

課長	<p>ている、医療機関や助産院の数も限られている状況ですので、これからそういう御協力頂ける所を増やして、規模も拡大できればと考えております。</p>
委員	<p>私もどれぐらいのニーズがあるのかは、まだまだ勉強不足で分かりませんが、こういった事業はきっと重要だと思うので、是非、協力してくれる事業者を広げて行っていただければと思います。</p> <p>個人情報の問題について戻りますが、外部委託記録票の中で、委託先とのやり取りが文書となっているのですが、いわゆるシステムのものは使わず、紙媒体で事業所に個人情報を記載した帳票などを渡す、という形になるのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当 課長	<p>こちらについては紙媒体で、利用の決定をした際に、その通知を紙で医療機関にお送りするという形です。</p>
委員	<p>こういった個人情報の取扱いで一番怖いのが、外部にその個人情報が漏れてしまうことです。今回の、虐待なども含めた情報が載っているであろう世帯の情報が、紙で事業者に渡る。その辺りの紙の取扱いは、事業者も医療機関として、既にやられているとは思いますが、例えば現場で不用意にコピーをしてしまって、それを現場の職員が持ち帰ってしまって、漏洩してしまったなどといったリスクは、想定しているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当 課長	<p>もちろん、人のやることという意味では、可能性がないということはないと思います。しかし、我々としましては契約の際に、個人情報に係る契約特記仕様書等の中で、きちんとその内容についても触れることはもちろんですが、実際に新しい事業を実施しますので、医療機関でもすでに個人情報の管理をしているとは思いますが、改めてこの事業についての意義を説明した上で、個人情報の取扱いをきちんとやっていただき、可能であればそういう管理体制の研修なども、実施したいと思っております。</p>
委員	<p>ちなみに、この文書で渡したものについては、保管されるのか、宿泊や日帰りが終わった後は、シュレッダーなどで破棄されるのか、その辺りはどうなっているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当 課長	<p>当然利用している間は、そのまま、その後は契約の支払いが終わってから、文書の保管期間内は保存いたします。その後は、返還若しくはシュレッダーで破棄します。</p>
委員	<p>諮問3・4の個人情報のセキュリティに関してなのですが、やはりほかの諮問と比べて、東京都国民健康保険団体連合会が管理すると、セキュリティがすごく厳しいと、文章を見ても分かります。それは致し方ないとして、外部委託するに当たって、外部委託先のセキュリティを、杉並区としてどう管理していくのかというところを、教えていただきたいと思います。</p> <p>杉並区として委託先に、データも含めて外部委託をする。向こうもやはり、セキュリティをちゃんとしないといけないと思うのです。でもそれは、委託してから向こうで事故が起きても、私たちには関係ないでは済まされ</p>

	<p>ないと思うので、しっかりとしたセキュリティをどこまで求めるのか、というのをお聞きしているのです。</p>
情報政策課長	<p>基本的にこういった契約については、特記仕様書という、個人情報の保護についての、委託の条件が 10 項目ありますが、これについては必ず盛り込みます。当然、その内容が守られているか、守られていないかについては、それぞれ契約所管課が相手先に確認する。また、契約の完了まで、管理していくことが原則です。そういった形できちんと、管理しています。</p>
委員	<p>その 10 項目を満たしているか、どうかという確認は、きちんと行い、口頭ベースでの確認ではないということ、ですか。ちゃんと職員の方が行かれて、これだけセキュリティをやっています、というのを確認した上で、契約を結んでいるという解釈でよろしいでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>契約内容については、モニタリングシステムもありまして、その契約内容が遵守されていることを、確認する手続もありますので、きちんと所管課のほうで管理しております。</p>
委員	<p>今の諮問 3・4 です。産後ケアについて、大変素晴らしい事業が始まったことを高く評価しています。是非ともこれが成功することを、区民を代表して祈っております。このケアを受けられる対象者ですが、様々な事例等出てくるのは、保険に入っていない方とか、外国人だったりなどがあるのですが、杉並区の場合、この産後ケアの対象者の資格、というのはあるのですか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>まず住所要件等については、基本的にはもちろん杉並区内の方ということになります。ただ、御存じのことかと思いますが、DV などいろいろなケースもありますので、個々の状況に応じることになると思っております。対象の年齢等については、特に支援が必要な妊婦の方が利用でき、6 か月未満の方までを予定しております。</p>
委員	<p>区内に住んでいると、対象になると受け止めて、よろしいのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>お伺いいたします。まず、1 ページの報告・諮問事項ですが、国のデータヘルス計画というのは、いわゆる健診結果とレセプトとの結果を分析するということは、非常に画期的なことだと思いました。お伺いしたいのですが、こういったことが、自分のデータがこういう形で利用されているかどうかを、やはり、杉並区民の方がある程度知っているほうが良いと思いますので、こういうことについて区民の方にどのように周知をするのか、というのが 1 点目です。</p> <p>2 点目です。4 ページですが、私がちょっとよく理解できないので、お伺いします。中段の、目的外利用の根拠の所に、「本人同意」には○が付いていなくて、「本人同意以外」には○が付いている。この「本人同意以外」という欄について、よく分かりませんので御説明をお願いいたします。</p>

国保年金課長	<p>データヘルス計画については、今後、定期的に作っていきますが、今年度初めて作ることになるので、報告ができるときに、区民の皆さんにも、こういう計画を作りました、ということを知周知をしていきます。その中で、個人情報の利用についても、お知らせしていきたいと考えております。</p> <p>4 ページの「本人同意以外」というのは、この審議会で御承認を頂くことによって、データを利用させていただくということです。</p>
委員	<p>報告 1、諮問 1・2 についてお聞きしたいのですが、今回の外部委託は、授受の方法が、磁気媒体で、データも渡して、健診データとレセプトデータの突合と、分析及び管理を行うということです。これも先ほどと同じかもしれないませんが、外部に委託した際に、そのデータがほかの第三者に漏洩していくリスクが、どれぐらいとみなしているのか。今、この区庁舎だと、例えば USB などの取扱いは、パスワードロックなどを掛けていると最近では聞いているのですが、そういったことをされているとは思いますが、委託先の東京都国民健康保険団体連合会では、どういうふうになっているのか、その辺りを区は確認しているのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>現在、レセプトの処理自体は、支払等がありますので、それは個別に委託しております。健康診査のほうも、独自に委託しております。そのデータを合わせることによって、健康課題等を明確にすることを、今回、委託をするということです。</p> <p>ただ、外部の記憶装置等は一切なく、今、区と国保連については専用回線、専用端末でつながれていて、かつ、そういう外部記憶装置等の接続は、できないような仕組みの機器になっております。</p>
委員	<p>そうすると、ネットワークの専用回線を、外部から侵入されるリスクもかなりあるに等しい、という認識でいいのでしょうか。それと、データの、持ち出し自体、物理的にできない状況になっている、ということですね。</p> <p>あとは、この個人情報について言うと、健康に関する情報が載っているすごくコアなデータだと思うのですが、そういった情報を、私もシステム業界にいたので、システム作業をする人たちが見てしまう。「あ、この人、実は僕、知っている。この人、こんな病気を持っていたのか」みたいな形で、知ってしまう可能性があると思います。そういった場合によくやっているのが、氏名や住所などをマスキングして、個人を特定できないようにして外部に渡すという方法も考えられると思いますが、こういったことは、今はきっとやっていないと思います。その辺りは、今後考えていくのですか。</p>
国保年金課長	<p>現在、それぞれの目的が、先ほどお話ししましたように、個別のデータを確認して支払を行ったり、健康診査の進行管理を行ったりしていますので、個人が特定できるのは、データを管理する上で必要なことだと考えております。</p>
委員	<p>個人を特定するというか、A さんという人の健診データと、レセプトデータを突合せさせるために、その人を特定することは必要だと思うのですが、</p>

	<p>その特定のためにわざわざ氏名や性別、生年月日といった個人情報を使わなくても、システム的にはできます。例えば、2 ページの中に「住民記録等の情報」の下から3つ目には、整理番号とあり、このような形で番号も振られています。こういった通番を付けて、それで突合せするのは、一番簡単な突合の方法です。</p> <p>意見になるかもしれませんが、今後、外部委託する際に、作業をする人たちが個人を特定できてしまうとか、住民の個人情報、その人の資産が分かってしまう、ということがないようにしていくことも、考えていかなければいけないと思うのです。これは杉並区の個人情報を取り扱うという観点で、考えていかなければいけないと思うので、是非そういったところも、今後のシステム構築の際に、視野に入れて考えていただければと思います。が、いかがでしょうか。</p>
会長	御意見でしょうか、質問ですか。
委員	質問としてお願いします。
国保年金課長	あくまでもデータの管理については、国保連合会の中で集中的に管理しています。外部になってませんので、特に今後、私どもも指導として、管理を慎重にして、個人を特定した形でデータを返してもらいます。
委員	話題を変えて、諮問5~8です。10ページの委託の内容は、介護保険負担割合証等の封入作業で、いわゆる封筒にその帳票を入れて、対象の方に送るという、パソコン上ではなくて、本当に手作業になるということですか。
介護保険課長	これは、まず電算出力しまして、それを、介護保険証を封入している業者をお願いして、区民の方に送っているのと同じように、この負担割合証も送るということです。
委員	こういう作業を私は見たことがないので、皆さん手で入れているのですか。それとも何か機械で、封入が全部自動化されているのでしょうか。
介護保険課長	手で封入していく、ということです。
委員	そうすると作業する方が、介護保険負担割合証の中身を開いて、見ることも可能ということになるのでしょうか。例えば携帯やカメラなどを持ち込めるような現場だと、それをパシャッと撮って持ち出してしまうことも可能になる。ちょっと重箱の隅をつつくような、話になってしまうのですが、そういうことも可能になるのではないかと思います。が、どうなのでしょう。
介護保険課長	今も介護保険の被保険者証は、そういった作業をやっていますので、当然、契約に当たって、個人情報については一番厳重にやるように、契約条件に入れてやっていきます。
委員	例えば、カメラ付きの携帯などの持ち込みが、その作業現場は可能になっているのかどうか、などという確認は取れているのでしょうか。
介護保険課長	今後入札をします。ので、まだ業者は決まっておりませんが、当然、仕様

	書なりにそういったことは入れていきます。個人情報を守られる形の、仕様書で契約をしていく予定になっております。
委員	諮問1・2で御質問します。データヘルス計画、大変素晴らしい計画が、杉並区でもできることを評価しています。この情報というのは、先ほど糖尿病の話が出ていたのですが、それに限らず全ての情報が、入っていると考えてよろしいのですか。
国保年金課長	全ての情報が入っているのですが、特にデータとして中心になっているのは、生活習慣病の関連です。
委員	中心にするということは、生活習慣病のデータを、どうやって集めていくのか。誰かがするのですか。コンピュータがするのですか。
国保年金課長	医師から提出されたレセプトの中に、病気の種類が載っていますので、その中の生活習慣病のものを、分析のために集めることになります。
委員	分かりました。この国民健康保険に関する事務、関係システムの概念図の中に、資料3の9ページですが、「杉並区管理外施設に設置」というのが載っているのですが、管理外施設ということは、どこに設置されるのですか。
国保年金課長	すみません、資料3の9ページのフローチャートでしょうか。
委員	特定個人情報保護評価第三者点検部会の中の、9ページです。資料3の中の9ページの凡例の所に、「杉並区管理外施設に設置」とあるのです。「管理外」というのは、どういうふうに理解したらいいのか、と思ってお伺いしています。
国保年金課長	これについては、東京都国民健康保険団体連合会に設置してある、システムになります。
委員	分かりました。この非常にいろいろな情報の中で、データヘルス計画の作成ですので、情報をしっかりと分析しながら、区民一人一人の健康への、大きな成果がつかめることを期待しています。このデータを見て指導する人は、限られていると思うのですが、区ではどのようにお考えですか。
国保年金課長	医師等の助言を頂きながら、保健師が指導していくことを考えております。
委員	保健師は、誰でもというわけでは、ないですね。何か特定の保健師が、いるのでしょうか。
国保年金課長	現在は、区の、国保年金課にも特に保健師が配置されているのですが、あとは保健所等の保健師と考えております。
会長	私のほうから1件だけ、資料2の3ページです。一番下に「委託先との授受の方法」というのがあります。その閲覧に○が付いているのですが、具体的に説明していただきたい。ちょっと違和感を感じるころも、あるので。
国保年金課長	今回の対象ではありませんが、パソコン等で閲覧をするケースがありますので、○が付いています。

	資料の委託の内容の欄の上段に、①、②とありますが、その場合、専用端末で閲覧するというケースがありますので、そのような記載になっています。
会長	閲覧の媒体は、パソコンということですか。ペーパーですか。
国保年金課長	専用端末によって、閲覧しています。
会長	そうすると、なおさら質問が出てくるのですが、見た後、受託業者はどうされるのですか。どういうふうに入力されるのか、判断されるのか。
国保年金課長	閲覧するのは区のほうで、業者は入力等に使用するわけではありません。
会長	「委託先との授受の方法」と、書いてありますが。
情報政策課長	補足で説明させていただきます。実は、区のほうに国保連から専用端末が提供されていまして、それは直接、国保連とつながっています。私どもが国保年金課で、国保連から提供されている専用端末で直接データを見ることができるのです。この結合の方法で、データヘルスの状況を、専用端末から閲覧できるという形になっております。
会長	時間も迫っていますので、ほかに御質問がなければ、質問は打ち切りにさせていただきます。御意見がありましたら、どうぞお願いします。
委員	<p>重なってしまうのですが、改めて。報告1、諮問1・2で、健診(検診)・保健指導に関する業務です。同じことを繰り返しますが、外部に委託する際、外部のシステムの状況も、いろいろあると思いますが、不用な個人情報を、外部に渡す必要がないようなシステム作りを、是非、考えていただきたい。というのは、先ほど言ったとおり、例えば、個人を特定できる氏名や住所を、そのままデータとして、外部に委託情報として渡すのではなくて、何か通番など、整理番号などに変えて、マスキングをするといったような観点も、今後は是非持っていただきたい、というのが意見です。</p> <p>あと、先ほど委員のほうからも指摘がありましたが、外部委託をする際に、委託先の事業者が、どのように個人情報の管理をしているのか、というのを、改めてしっかりと区のほうでも確認をする。立入調査の実施というのも委託の条件に入っているのですが、それをきちんとやって確認をしていくことを、しっかりと行っていただきたいと、意見を申し上げます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。ないようですね。それでは、報告第1号、報告第2号は報告を受けたものとして、諮問1号から諮問8号まで、決定といたします。なお、外部委託についてモニターすることについては、今日、全体としての大きな課題ですし、その従事者についての教育、普及・啓発についても、特段の配慮をするということは速記録等確認の上、適正に処置をしていただくということで、本件は終了させていただきます。</p> <p>続いて、その他の案件の、一般報告について主管課から説明をお願いします。</p>
一般報告	
情報政策課長	一般報告について御説明いたします。資料2の14ページです。杉並区

個人情報保護条例の改正です。今年10月5日以降、全国民に12桁の個人番号が、地方公共団体情報システム機構から通知され、来年1月からは個人番号カードの交付が始まります。番号法に基づき、区が新たに保有することとなる、個人番号をその内容に含む個人情報など、特定個人情報等の取扱いを、個人情報の特例として定めるため、第2回定例区議会において、「杉並区個人情報保護条例」の改正をいたします。改正の理由ですが、番号法第31条で、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じることが求められています。

番号法の概要ですが、番号制度は複数の機関等に存在する個人情報が、同一人の情報であるということの、確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤と、位置付けられています。個人番号を含む特定個人情報について、効率的な情報の管理、利用等を行うための必要な事項を定め、現行の個人情報保護法制による規律以上に、個人情報保護を強化するものです。

一部改正案の概要ですが、番号法の規定で、直接地方公共団体に適用される規定については、番号法が適用されますので、主に番号法第29条や第30条といった、国の行政機関、個人情報保護法等の読替えを規定する部分について、区の個人情報保護条例の該当する条文を、改正するものです。

番号法第31条により求められる主な内容としては、管理特定個人情報の取扱いについての、保護措置の強化、目的外利用・提供の制限等です。もう1つは、管理特定個人情報の取扱いについての、本人による監視の強化、マイナポータルというものが稼働する予定で、利用中止請求の拡大、他法令との調整の適用除外等です。

以下、3の(1)(2)(3)に、具体的な内容が記載されています。

施行の時期ですが、番号法の施行10月5日に合わせて施行される部分が主なものですが、管理特定個人情報の利用及び開示請求等に係る規定については、番号法の利用が始まる28年1月1日で、情報提供等記録、いわゆるログですが、こちらに関する規定は情報連携が始まる29年1月以降となっており、番号法の「情報提供等記録に係る規定」の施行の日から施行されます。

今後のスケジュールですが、平成27年5月、第2回区議会定例会に、条例の一部改正案を提出する予定です。施行については先ほどの御説明のとおり、主なものは10月5日から施行となっています。

その他の事項ですが、区民等の意見提出手続については、番号法に基づいて、地方公共団体が必要な措置を講じることが求められている、法定の手続ですので、意見提出等の手続きは実施しません。

(2)ですが、番号法9条第2項、独自事務の定め及び利用事務の庁内連携、更にまた第19条9号、区機関間の情報提供、これはいわゆる教育委員会と区長部局の間での情報提供ですが、これを踏まえた規定の整備について

	<p>は、番号法施行の進捗に合わせて、特定個人情報等の利活用のための新たな条例を、区民等の意見提出手続を行った上で、審議会に諮問したいと考えています。</p>
会長	<p>この報告ですが、時間の関係もありますので、質問、御意見合わせて伺いたいと思いますので、どうぞ御発言をお願いします。</p>
委員	<p>この番号法は、様々の問題点が指摘されているので、私の意見としてはこれは反対だ、ということ、まず表明させていただきます。ただし、このまま今後のスケジュールのとおり、次の議会、第2回定例議会に改正案が提出され、可決されてしまうと、この改正条例が10月から施行されるということです。この個人を特定するために番号を使うのは、先ほど私が個人情報にマスキングをして、整理番号を使うという話をしたのと、ほとんど同じようなイメージだと思うのです。これは、システムを作る分には、すごく有効ですが、逆にそういった統一の番号が外部に漏れ出したときに、一番リスクが高いというか、個人情報が外部に漏れてしまうのが、一番大きな問題になると思います。その辺を区は、どのように考えているのか、区の認識、見解等を教えていただければと思います。</p>
情報政策課長	<p>番号制度については、様々な保護制度を国のほうでとっており、システム上も様々としています。このあとの第三者点検もその一つなのですが、個人情報ファイルを持つ前に、事前の点検等も十分にやっておくということがあります。もう一つは、分散管理と申しまして、個人情報については、それぞれの機関がそれぞれ保有します。それらについての連携は、個人番号とは別の符号を使うことで、個人番号が明らかになっても、必ずしもそれぞれの情報が、集約されるわけではないというように、様々な措置を採っております。</p>
委員	<p>この条例案が可決される、されないにかかわらず、どんどんと個人情報の取扱いの厳しさ、風当たりも強くなりますし、システムもどんどん複雑化すればするほど、そこに関わる人も増えてくるので、漏洩のリスクはどんどん高まっていくものだと思います。改めて、個人情報の取扱いについての意識、というものを、区のほうでしっかりと持って、漏洩した後どうするか、というリスクマネジメントも必要ですが、漏洩させないためにどうすべきか、というのを第一に考えて、このシステム作りをやっていただきたいと思います。これは意見です。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。ないようですので、本件は報告ですので、受けたということにしておきたいと思います。</p> <p>次に特定個人情報保護評価の、第三者点検部会の報告に移りたいと思います。</p> <p>本件は、平成26年度第5回の審議会で、区長から諮問を受けた案件です。当時の諮問第36号「国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」、同じく諮問37号「国民年金に関する事務の特定個人情報</p>

	<p>保護評価第三者点検」、第 38 号「介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」、最後に 39 号「児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」の、それぞれの特定個人情報保護評価第三者点検について、これから部会の報告を受けたいと思います。本議案については杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により、設置した部会において、審議を行うこととし、5 月 7 日に部会で審議が完了しております。なお、特定個人情報保護評価では、実施機関の作成した評価書案について、第三者点検に先立ち、区民意見聴取を行うこととされていますので、事務局より区民意見聴取の結果の報告を受けた後、第三者点検部会の部会長である新保委員から第三者点検の報告を受け、その後、皆様方から質問、御意見をいただくということで、進めさせていただきたいと思います。では事務局から、まず区民の方々からの意見聴取の結果について、説明をお願いします。</p>
<p>平成 26 年度 諮問第 36 号、諮問第 37 号、諮問第 38 号、諮問第 39 号</p>	
情報政策課長	<p>国民健康保険に関する事務、国民年金に関する事務、介護保険に関する事務及び児童手当に関する事務の、特定個人情報保護評価区民意見聴取の結果等について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの質問については、部会からの報告の後に、合わせて伺うことにしまして、引き続き部会長より、部会での審議について説明をお願いします。</p>
部会長	<p>続きまして、特定個人情報保護評価第三者点検部会の、審議の結果について、御説明させていただきます。本日の資料について、資料 3 と記している非常に分厚い資料ですが、こちらを御覧いただきたいと思います。今回は国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当という、非常に住民サービスに密接に関わる、それぞれの事務の特定個人情報保護評価を、実施しました。今回の評価については、全項目と呼ばれる、全ての項目の評価を行う全項目評価、これは対象人数が 30 万人以上、もしくは、対象人数が 10 万人以上 30 万人未満で、取り扱う者が 500 人以上という場合には、全項目評価を実施しております。</p> <p>一方で、対象者人数が 10 万人以上 30 万人未満において、取扱いを行う者が 500 人に満たない場合については、重点項目になり、第三者点検を行わなくてもよいとされていますが、先ほど御説明がありましたとおり、杉並区においては個人情報保護への取組において、非常に高度なレベルの取組を行っていることから、いずれも第三者点検を行っております。</p> <p>では、順に確認をしていきますが、まず最初に 3-5 という資料です。3-5 においては社会保障 4 事務に係る、特定個人情報評価結果比較を用いて、第三者点検を実施したわけですが、その理由については 3 ページに書かれています。今回、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当という 4 つの事務について、特定個人情報保護評価を、行うことになっているわけ</p>

ですが、これらの4つの事務の内容については、特定個人情報ファイルの取扱方、汎用機における管理、取扱いの委託のあり方、取扱いのプロセスにおけるリスク対策、情報提供ネットワークシステムへの接続方法、それぞれについて共通的な部分が多くあります。その理由としては、法定の事務としてこれらの事務を行っていることから、特に個別の事務によって、著しく異なる取扱いを行うことはない、という状況が挙げられます。

そのような背景から、今回、社会保障4事務における、特定個人情報保護評価の第三者点検は、特定個人情報保護評価の指針第10(2)に示されている審査の観点と、その具体的な内容として、特定個人情報保護委員会、これは番号法に基づいて設置されている第三者機関ですが、その委員会の審査の指針に基づいて、それぞれの項目を、それぞれの事務で確認するというのではなくて、共通する事項を一括点検という形で、効果的・効率的に点検を行うことによって、4事務の点検を行うことにしました。結果的に、この審査の内容については、類似する箇所、又は個別に異なる箇所それぞれを確認することにより、4事務を一括で審査を行うことにしました。

では、冒頭の資料3-1から、それぞれ4事務について御確認をいただきたいと思えます。まず、資料3-1、国民健康保険に関する事務、3ページに、こちらの事務の概要が記されています。国民健康保険については、全ての方が御存じのとおり、国民健康保険法に基づいて、区内に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度ですが、区が保険者となって、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行います。この事務については国民健康保険法、番号法、に基づく規定に基づいて、特定個人情報を取り扱うことになっています。具体的に取り扱う特定個人情報ファイルについては、7ページの一番上に、3「特定個人情報ファイル名」というものが記されています。国民健康保険ファイル、住民登録外者の記録ファイル、中間サーバコネクタDBファイル、情報連携ファイル、この4つの特定個人情報ファイルを取り扱うこととなっています。

それらの個別項目については8ページ以降に、それぞれ事務の内容、取扱いのフロー、リスクの分析、対策などを含めて、非常に細かく特定個人情報保護委員会が定めた指針に基づいて、評価の結果が記されています。こちらについては事前に資料を配付しており、個々の確認事項については第三者点検ということで、既に点検確認が終わっておりますので、個別の部分についての御説明は省略します。

続いて資料3-2の介護保険に関する事務について、御説明します。こちらにも、介護保険に関する、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、その概要を3ページに示してあります。介護保険は、40歳以上の国民が加入し、加齢により心身の状態が要介護になった場合に、必要な介護を受けることができる社会保障制度です。40歳から65歳未満を第2号被保険者、65歳以上は第1号被保険者という形になります。住民票のある自治体で資格を取得して、保険料が徴収され、介護が必要であると認定された場合に、

介護保険を利用することができる、というのがこの介護保険のシステムです。今回の、特定個人情報ファイルの取扱いについては、8 ページに記されています。

介護保険ファイル、住民登録外者の記録ファイル、中間サーバのコネクタ DB ファイル、情報連携ファイル、これらのファイルが特定個人情報ファイルとして、取り扱われることになっています。

先ほどの事務と同様に、それぞれ特定個人情報ファイルの、取扱いに係る第三者点検の内容については、これ以降の資料に記されていますので、個々の部分についての説明は省略します。

続いて資料 3-3、国民年金に関する事務についてです。国民年金については 3 ページに根拠法令、それから概要として、国民年金法に基づく国民年金に関する、法定受託事務として行われている事務、年金生活者支援給付金に係る事務として取り扱われるもの、となっています。対象人数が 10 万人以上 30 万人未満となっていますので、取扱者の数からすると、重点項目の評価書となりますが、点検内容としては全項目と同等の評価がされています。

具体的に取り扱われる特定個人情報ファイルは、6 ページに示されており、国民年金ファイル、福祉住民登録外者の記録ファイル、中間サーバコネクタ DB ファイル、情報連携ファイル、障害基礎年金受給確認ファイル、これら 5 つのファイルが、特定個人情報ファイルとして、取扱いの対象となっています。こちらも先ほどと同様に、個々のリスク評価等の内容については、既に確認を終えていますので、資料の確認は省略します。

最後に資料 3-4、児童手当に関する事務についてです。児童手当に関する事務は、3 ページに概要が記されています。こちらは児童手当法等に基づいて、児童手当等に係る給付等の事務を行うことが、この目的となっていますが、こちらも対象人数が、10 万人以上 30 万人未満となっており、取扱者の数からすると、重点項目の評価の対象となりますが、こちらも点検内容としては、全項目と同等の評価を行っています。

具体的に、取扱いの対象となる、特定個人情報ファイルについては、7 ページに示されています。児童手当ファイル、福祉の住民登録外者等の記録ファイル、地方税関係情報ファイル、中間サーバコネクタ DB ファイルです。なおこちらについては、当該ファイルを含む特定個人情報を取り扱う事務によって、使用するシステムの名称を、括弧内にそれぞれ児童手当システム、福祉住民登録外者等記録システム、児童手当システム、中間サーバコネクタという形で記されています。特定個人情報ファイルの概要から、リスク評価の結果については、先ほどと同様に省略します。

続いて資料 3-5 については、先ほど冒頭に確認しましたので、3-6 の資料を御覧ください。以上の特定個人情報保護評価に係る、第三者点検の結果を踏まえて、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果を取りまとめています。

	<p>資料 3-6 の 3 ページ、前回と同様、審査の基本的観点についてですが、番号法に基づく特定個人情報保護評価として、特定個人情報保護委員会が策定した指針、第 10(2)に基づく適合性、妥当性について審査を行ったものです。</p> <p>審査結果の詳細については、5 ページ以下に記されていますが、適合性、妥当性については、第三者点検部会において、いずれも適合、妥当であると判断しましたので、最後に総評を確認したいと思います。部会長として、この総評を取りまとめましたので、こちらについて確認をしたいと思います。</p> <p>平成 27 年度の、第 1 回特定個人情報保護評価第三者点検部会において、「国民健康保険に関する事務の全項目評価書」、「介護保険に関する事務の全項目評価書」、「国民年金に関する事務の重点項目評価書」、「児童手当に関する事務の重点項目評価書」、これら 4 つの事務の点検を行い、特定個人情報保護評価書の、適合性・妥当性の審査を行いました。</p> <p>杉並区における、当該 4 事務における特定個人情報保護評価は、それぞれ、国民健康保険法、介護保険法、国民年金法、児童手当法が定める事務における、特定個人情報ファイルの取扱いを対象とするものであって、法令の手続に基づき、法が定める範囲において取り扱われるものです。</p> <p>したがって、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシーに関する、権利利益に影響を及ぼす可能性は低いものの、当該事務においては、個人番号をその内容に含む特定個人情報の取扱いが、日常的に行われることはもとより、その取扱い対象となるデータの量が多いことから、漏洩その他のリスクが発生する可能性に鑑み、適切な措置を講ずることが求められます。杉並区における特定個人情報保護評価は、そのようなリスクの的確な認識に基づく評価、及び分析を行うとともに、リスク分析の結果を踏まえて、事故が発生しないように適切な措置を講じた上で、当該事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うこととしています。</p> <p>以上から、特定個人情報保護評価書、全項目評価及び重点項目評価の、適合性・妥当性を審査した結果、本特定個人情報保護評価において、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い、個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について、適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認しました。</p> <p>以上、今回も非常に大量の資料になっていますが、特定個人情報保護評価の第三者点検部会についての、内容を報告いたしました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。大変膨大な資料ですがけれども、併せて御質問、御意見を頂戴したいと存じます。</p>
委員	<p>このマイナンバーなのですが、番号自体が非常に重要な、個人情報になってくると思います。この番号の取扱いについて、改めて確認をさせてい</p>

	<p>ただきたいと思います。例えば、この 44 ページに、特定個人情報ファイルの概要ということで、まとめていらっしゃるんですが、この記録される項目の中の識別情報という所に、個人番号とその他識別情報、内部番号とありますが、この個人番号というのが、マイナンバーの番号そのものであるのかどうか、これをまず 1 点確認をさせていただきます。</p> <p>例えばこれは、今、国保年金課が担当する事務の内容、ということですが、本人がこのマイナンバーを持ってこれることと、併せてどういった本人確認をするのか。あるいはマイナンバーというものを、本人確認に使うのかどうか、そこについても確認をお願いいたします。</p> <p>後はそのカード、マイナンバー自体を、利用者の方にどのように発送をするのか。3 点目ですが、その発送手続についても、よろしくお願ひします。このマイナンバーが、カードに記載をされるのかどうか。そして、そのカードが、万が一紛失あるいは第三者の手に渡った場合、どういうリスクがあり、それに対してどういうリスク対策をお考えなのか、これを併せてお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>今の御質問は、点検評価とも関連がありますので、部会長から説明をお願いします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ただいま 4 点の御質問を頂きました。まず識別情報という点についての御質問の趣旨は、マイナンバーが単独で個人情報に該当するか、という御質問でよろしいでしょうか。この点については、番号法では個人番号がそのまま、そのものが個人情報に該当すると定義をしています。これは現行法で、個人情報保護制度において唯一の例外として、番号が単独で個人情報に該当すると、番号法では個人番号が個人情報に該当すると定義しております。その理由としては、個人番号の取扱いで、直ちに特定の個人を識別できるということが、その趣旨となっております。</p> <p>念のため御参考までに、現在個人情報保護法の改正案が、審議されておりますけれども、ここでは個人識別符号という定義を、新たに設けることとしております。これは他の情報と容易に照合することによって、特定の個人を識別することができる番号が、初めて個人情報になるということです。番号単独で、個人情報になるという解釈は、今後も法改正においてもありませんが、唯一例外として、個人番号のみが、番号法において特定の個人をその番号単独で、識別できるものであるというのが、まず 1 つ目の個人識別情報の位置付けです。</p> <p>2 点目は、本人確認の方法ですが、今後このカードで、本人確認ができるという手続を行うわけですが、通知カードが届いても、個人番号カードの請求をしない者が、住基ネットのときと同じように予想されます。本人確認資料としては、個人番号カードを持っている者については、このカードのみで確認資料となります。個人番号カードに顔写真、それから裏面にマイナンバーが記されますので、このカードで本人確認を行うという手続になっております。このカードを持参していない者については、それ以外</p>

	<p>の複数の、本人確認資料が必要になり、従来の本人確認の手続と、特に変更になることはありません。ただしカードを持っている者については、本人確認の手続がより円滑、効率かつスムーズになるということが2点目にあります。</p> <p>3つ目は発送の手続ですが、簡易書留で世帯ごとに発送をいたします。同封物として、個人番号カードの請求をする書類と、返信用の封筒などを発送します。ただしこちらについては、通知カードがこの発送の際に同封されますが、この後の個人番号カードの請求を、特に郵送で行わなくても、Webで登録をして請求することも可能になります。また、それ以外の方法についても、現在検討中です。なるべくこのカードの発行、請求については、より事務処理が少なく、請求者にとっても負担が少ないような手続を、現在検討中です。</p> <p>最後にマイナンバーカード、個人番号カードにつきまして、カードそのものへのマイナンバーの記載の方法については、当初表面に記載するという意見もありましたが、やはり番号については今回見えない番号の住民票コードとは違い、見える番号であるマイナンバーを利用することや、このカードを、本人確認資料として利用することができることから、場合によっては、コピーをする人が出てくる可能性もあるということで、今回はマイナンバーは裏面に記載をすることによって、たとえ表面がコピーされても、カードの裏面に記載されている番号を、第三者が取得することはないようにすることとなりました。くれぐれも両面コピーだけはさせない、ということが必要になりますけれども、裏面に番号が記載されるという方式を取っております。</p> <p>なお、カードについては紛失、又はカードの紛失ではない、第三者による番号の不正利用、そういうものも当然想定されております。これは他国、例えばアメリカの社会保障番号については、ソーシャルセキュリティナンバーSSNと言いますが、不正利用が非常に多発しており、これは通常アイデンティティセフト、番号盗用と呼ばれ、このアイデンティティセフトによって、結果的に多くの番号が不正に利用されている、という現状があります。</p> <p>このような現状を踏まえて、我が国においても、番号が不正に利用されることを完全に排除することは、当然できないと考えておりますので、これについては本人からの請求によって、個人番号を変更することが可能になっております。したがって、カードの紛失、それから個人番号そのものの不正利用などについては、その番号を変更することが、可能な手続を用意することによって、対応するとしています。不正利用を当初から想定した手続を、番号法では定めています。</p>
委員	<p>今、お話しいただきまして、大体内容としては把握できましたが、区ではコンビニでの納付と申しますか、住民税やこういう国保の関係のものを、コンビニで納付することができるようなシステムに、変更されようとして</p>

	<p>います。その場合、通知カードそのものの番号が、コンビニの納付書の中のどこかに、記載される可能性はあるのかどうかというのがまず1点です。</p> <p>今、国保年金課等の窓口業務の委託というものも、これから区で検討され始めようとしていますけれども、委託先が窓口で対応した場合、民間の方が区の窓口で対応される場合のリスク対策は、どういうものが考えられるのか、この2点、お願いします。</p>
部会長	<p>コンビニ納付のところは、ちょっと私は分かりませんので、委託先のところだけ先にお答えいたします。今回、この個人番号の取扱いを行う、そもそもの自治体行政機関等と、それから民間の事業者であっても、個人番号を取り扱う者、この2つに今回分けています。住民票コードと、住基ネット、住民基本台帳法と大きく異なるところとしては、住民基本台帳法は、そもそも住基ネットにおいて本人確認をするための、11桁の番号というもので、民間でこの番号を利用することを、全く想定しておりません。したがって、例えば民間の事業者が、住民票コードを取得して利用することは、そもそも住民基本台帳法において認められていません。</p> <p>一方、今回の番号法において、一番身近なところとしては、今後給料を皆さんもらっていると思いますけれども、個人番号カードがこの後通知されると、10月以降は全ての事業所で、事業者側がこの本人の個人番号と家族の個人番号を、確認するという手続を開始するわけです。そうすると、従業員がいない会社は、恐らく余りないと思われまので、民間の事業者全てがこの個人番号を取り扱う者、という位置付けになります。</p> <p>一般に取り扱う者については、この個人番号を、個人番号事務以外の目的で、利用する、取得するということが禁止されていますので、それ以外の目的で取得をする、又は営利目的で第三者に提供するというようなことについては、刑事罰が科されます。</p> <p>一方、委託先の監督については、こちらは同じく安全管理措置として、個人番号を取り扱う事務を実施する者に、委託先を監督する義務が課されています。実際に委託先というのは、行政機関がこの個人番号の取扱いの事務を委託するという場合と、大企業であれば、恐らくほとんどの事業者が、給与計算事務などの業務を外部委託しているという状況があるので、そういった場合があります。ですから、この委託先の監督については、番号法に基づく安全管理措置とともに、もう1つ重要なのが、実は個人情報保護法の適用もありますので、個人情報保護法に基づく、安全管理措置義務も実施しなければなりません。</p> <p>なお、罰則の適用については、個人情報保護法よりも番号法のほうが重罰化しているということで、安全管理措置義務を厳しく実施することを義務付けています。委託先については以上ですけれども、コンビニ納付については、事務局からお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>そうですね、区はコンビニで、いろいろな証明書を出されていますけれども、個人番号カードを利用した場合の、セキュリティ上の問題について、</p>

	もし決まっていれば説明してください。これから検討するのであれば、検討するで結構です。
情報政策課長	納付書には個人番号が記載されませんので、コンビニで盗用される恐れはないと思います。
委員	私は障害者団体の関係者なので、番号制になったときの本人の理解度が懸念されます。障害者もそうですし、高齢者の場合に、監督する後見人とか家族がいる場合は、その方が代理で、通知カードから個人番号を確認する手続をするのか、その辺の取扱いがすごく微妙で、本人が確認できない場合の対処の仕方は、どのように考えているのでしょうか。
部会長	<p>こちらは非常に重要な問題で、実は私から回答することができない状況です。私もその点については、疑問に思っているところでした。例えば居宅介護支援事業者が各家庭に伺って、その世帯ごとにこのサービスを受けるときに、特定個人情報を取り扱うのであれば、全く問題ないのです。しかし、この10月に予定されている、個人番号カードを請求するための通知カードというものが、簡易書留で住民票記載住所宛てに、世帯ごとに送付されるという手続が始まります。そうすると、例えば老人ホームに入っている方などは、御自宅に住民票がある、または老人ホームに住民票がある、いずれかの場合になると思います。この通知カードがどちらか、例えばホームに届くということになった場合、本人が受取をすることについて、そもそも意思表示をすることができるのかどうか、ということについて、現在いろいろと問題点が指摘されているところです。</p> <p>ですから、ホームの職員が、そこにおられる方の個人番号の通知カードを、取りまとめて受け取ってよいのか、それとも個々に受け取って確認をしなければならないのか。特に認知症の方などについては、後見人が付いている場合には、後見人がその手続を行うことになると思いますけれど、そうではない場合には、実は今御指摘のとおりの問題が、今後生じる可能性があります。</p> <p>こちらについては恐らく内閣官房で、現在その対応についてどのような形で対応すべきなのかという、FAQなどを作成しているということです。私もその点については、今後の対応を見守っていきたいと思っています。</p>
会長	区の回答というよりも、内閣官房からの方向が出たら、また確認していただくということによろしいですか。
委員	はい。
部会長	杉並区でもし何か、今の段階で検討していることがあれば、お答えいただきたいと思います。
会長	区の対応で決まっている、またこれからということならば、そのように話していただければ結構です。国全体の問題ですから。
情報政策課	今、部会長からお話がありましたとおり、総務省から順次、特殊な事例の送付方法の提示が始まっています。5月初旬には、ドメスティック・バ

	イオレンス、DV の対応が出ています。確かに今言ったような痴呆症の方の問題のは、まだ内閣官房から提示がないのですが、提示があり次第、国や都とも連携を取りながら、安全な方法で送付を行いたいと考えています。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
委員	第三者点検の分厚い資料の作成、本当にお疲れ様でした。前回の第 5 回のときもお聞きして確認したのですが、今回も改めて確認をさせていただきます。こういった第三者点検というのは、行政側からこういう点検をしたので、チェックをしてくださいと言われて、やっているものであって、個人情報保護審議会として、行政の様々なシステムを立ち入り調査したり、問題点を洗い出したり、というものではない。
部会長	<p>こちらは前回同様に、特定個人情報保護評価は、別名プライバシー影響評価とも呼ばれますけれども、事後的に発生する可能性がある問題を、事前にそのリスクを軽減させるために、措置を講じるものです。</p> <p>前回は恐らく御説明したと思いますけれども、実はこの考え方の元になっているのは、環境影響評価です。環境破壊がなされた後に、原状回復をするということは、非常に年月がかかる。または、容易に原状回復をすることができない。同じく個人の権利利益についても、一度侵害されてしまうと、その原状を回復することが難しい、救済することが難しいということで、あらかじめそのリスクを軽減させるための措置を講じる、というのが、このプライバシー影響評価の趣旨です。</p> <p>したがって、その具体的なリスクがどのような形で適切に分析、対策が講じられているかということを確認することが、この評価の目的ですので、具体的にリスクが発生、顕在化してしまうことがないようにする対策というのは、別途情報セキュリティなどの、具体的な対策を講じるということに求められています。そこまでは、この評価書の評価の対象には、なっていません。</p> <p>これは各自治体において、例えば ISMS などの、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けると、実地の調査で、具体的に情報セキュリティの対策が、基準に沿った形で実施されているかどうかを確認する、実際に現場を確認することになって、そのような対策を講じているということであれば、万全の対策が講じられているということになるわけです。あくまでも、リスク評価が行われているかどうか、ということを確認する手続、それがこの特定個人情報保護評価となっています。</p>
会長	非常に大事なところですね。また判断の難しい、微妙なところですが、我が国の制度として導入されていますので、それをやっています。その第三者点検の審議は、全体でやっている。今、第三者点検の部会の報告があった、ということになっています。その点が、大変紛らわしいところですが、御了解ください。
委員	評価書の資料 3-6 ですが、9 ページ、今まで諮問報告を見て、セキュリ

	<p>ティ対策という、担当部課段階のみで記入されていたような気がします。9 ページの一番上の、⑨特定個人情報ファイルの取扱いについて、自己点検・監査や、従業員に対する教育・啓発を行っているか、ということに対して、主な考慮事項、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか、具体的に記載しているか、とあります。</p> <p>ここだと確かに、担当する部署のみと受け取れるのですが、一番右の所見のところ、評価書の年1回の点検、これを自己点検すると。これはいいと思いますが、改めてここで「内部監査」と出てきています。区の組織を見る限り、内部監査に該当するセクションがあるのです。もしあれば、どこの課なのか伺いたいということと、外部監査も支障がなければどこに依頼するのか、どういうタームでやっていくのか、お伺いしたいと思います。</p>
情報政策課	<p>事務局です。まず内部監査、外部監査に関してですが、具体的に資料 3-1 の 111 ページです。こちらが全項目評価書になっていますので、詳細に書いています。3-4 については重点項目評価書ですので、内部監査をやる、外部監査をやる、やらないというチェックしかありませんので、こちらで確認いたします。</p> <p>こちらの内部監査、外部監査については、1 の②監査のところに書いてあります。特定個人情報の取扱いに関する、内部監査、外部監査ですので、まだ実施していません。こちらの評価書については、部会長が先ほどおっしゃったとおり、アセスメントの性格を持つものですので、特定個人情報を取り扱うまでに、体制を整えることを宣言しているものです。ですので、現在は内部監査、外部監査はありませんが、10月までには内部の体制を整えて、外部監査については再点検、こちらは望ましい再実施の時期が5年に1度ということになっておりますが、それまでには最低1回できるような体制を取りたいと、このような宣言をしているものです。</p>
会長	111 ページに書かれている、内容だという報告ですね。
委員	<p>ありがとうございます。ただ、インフラの中核としてシステムが、これだけ深く広く浸透している状況は、区も全く同じだろうと思います。私もこの審議会に出て、つくづくこのシステム担当課に、セキュリティを任せていていいのか、と思っていたのですが、これを見て、内部監査が出てきたので、どのセクションで、中立性をいかに維持するのか、非常に難しいセクションになるかと思えます。</p> <p>ここまでシステムを扱ってきて、システム監査をやる内部監査がまだない、これから作る。けれども所見としては、宣言されているわけです。これは空文言とまでは言いませんけれども、ちょっと具体性に欠ける対応だという感じがしますが、いかがでしょうか。</p>
情報システム担当課長	<p>現在、システムについては、毎年セキュリティ状況を確認しています。特に重要な住基システムについては、ISMS を取得して、外部の監査を受けています。特定個人情報保護評価に記載の内部監査、外部監査は、番号</p>

	法の施行に合わせて監査を強化する仕組みを作り、取り組んでいくということをごさいます。
委員	分かりました。
会長	御質問をどうぞ。
委員	先ほど通知を出して、返送が来ない場合の話が出たのですが、すごく大きな問題だと思っているのです。大体、杉並区はどのぐらい返ってこない数を予想しているのでしょうか。
情報政策課	カード交付の担当が今日来ていませんので、一般的な話ということになってしまうのですが、最大で見積もってもおよそ10%ぐらいになると考えられるということですが、当然住民票を適正な住居に指定していただくとか、今後アナウンスをしていきますので、なるべくそういう状況がないようにしていただき、あと先ほど申しました、受け取りたくても受け取れない方とか、困難な方たちの対応というのも、十分にやっていきたいと、区として考えているところです。
委員	ありがとうございます。その作業がすごく大変かと思います。やはり区の職員の大きな力が必要かと思いますので、頑張っていたきたいと思います。
会長	ではどうぞ、お待たせしました。御意見をお願いします。
委員	ありがとうございます。今までの議論でも明らかになったように、このマイナンバーの制度は、本当にまだまだ固まっていない点多々あると思いますので、セキュリティ対策、そしてリスク対策含めて、しっかりと区で行っていただきたい、私たちも区議会の中で、また改めて意見を述べさせていただきたいと思います。 特に民間利用が前提とされ、住基ネットと違ってこれが原則、前提になるということで、ここの対策についても、きちんと固めていただきたいと思います。
委員	前回、第5回のとくと同様になってしまいましたが、評価する項目を行政側で作って、自己評価したものを第三者で見てください、という扱いは、やはり私は不適切だと考えます。今回のこの件については、反対という意見とさせていただきます。
会長	ありがとうございました。他に御意見、御質問等がなければ、部会長から報告がありました、諮問第36号から39号につきましては、決定といたします。なお、セキュリティ対策、委託等については、発言がありましたとおり、今後とも十分配慮して実施し、区民の方が安心して参加できるように、配慮をしていただくということは、速記録で確認した上で、担当部署については留意していただきたいと思います。 部会長、どうも御苦労さまでした。それではただいま審議いただきました諮問事項について、答申していきたいと思います。事務局から答申案の配付をお願いします。

会長	<p>今お手元にお配りしましたけれども、内容はそれぞれの諮問ごとに、確認しましたので、御覧いただければお分かりいただけると思います。内容はこれでよろしいでしょうか。御異議がなければ、これを区のほうにお渡ししたいと思います。</p>
	(答申案文配布)
会長	<p>それでは、情報・法務担当部長に答申文をお渡しします。</p>
	(答申文手交)
会長	<p>ありがとうございました。本日の議題は以上で、滞りなく終了しました。ありがとうございます。事務局から何かありますか。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日は慎重な御審議の結果、諮問通り答申をいただきましてありがとうございました。私から一言お礼の御挨拶を申し上げます。</p> <p>現在の委員の皆様は任期ですが、来月 6 月 30 日をもって任期満了となります。今日の審議会が今期の最後の審議会となりました。皆様方には大変お忙しい中にもかかわらず、この 2 年間熱心に御審議をいただき、また貴重な御意見を多くいただきまして、誠にありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。</p> <p>なお、後任の委員ですが、現在各推薦団体に推薦依頼をしているところです。今期最後の審議会ということですので、会長から一言頂ければと思います。</p>
会長	<p>私からも、お礼を申し上げます。本当に 2 年間御協力いただき、ありがとうございました。議事進行が適当でなかった場合も、あると思いますが、御了承いただきたいと思います。</p> <p>議題はマイナンバー等、非常に微妙なものも多くありまして、御検討いただくのに大変だったと思います。お手元にありますように、こんな分厚い資料を区が送ってくることもありまして、見るのも大変だったと思いますが、これも時代の流れということで、御了承賜りたいと思います。</p> <p>皆様方には本当に難しい審議、杉並区は元々、個人情報保護については先進団体として、地方自治体をリードしてきているところです。本当にそういう視点からも、感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしく、お願いします。どうもありがとうございました。</p> <p>他に事務局は何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>次回の審議会の日程ですが、次回の審議会は平成 27 年 7 月 28 日火曜日、午後 2 時からを予定しています。よろしくお願いします。場所は本日と変わらしまして、西棟 6 階、第 5、第 6 会議室を利用します。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>これでよろしいですか。ではどうもありがとうございました。これをもちまして終了といたします。</p>